

自動車競技に関する申請・登録等手数料規定

※下線部：変更箇所

改正後	改正前																								
第1条～第16条（略）	第1条～第16条（略）																								
第17条 抗議料 競技会における抗議料は下表の通りとする。	第17条 抗議料 競技会における抗議料は下表の通りとする。																								
<table><tr><th>競技の格式</th><th>抗議料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10％））</th></tr><tr><td>国際競技の場合</td><td><u>120,000</u></td><td><u>（ 109,091＋ 10,909）</u></td></tr><tr><td>国内、準国内競技の場合</td><td><u>65,000</u></td><td><u>（ 59,091＋ 5,909）</u></td></tr><tr><td>地方、クローズド競技の場合</td><td><u>30,000</u></td><td><u>（ 27,273＋ 2,727）</u></td></tr></table> （国内競技規則12－2参照）	競技の格式	抗議料（円）	（本体価格＋消費税（10％））	国際競技の場合	<u>120,000</u>	<u>（ 109,091＋ 10,909）</u>	国内、準国内競技の場合	<u>65,000</u>	<u>（ 59,091＋ 5,909）</u>	地方、クローズド競技の場合	<u>30,000</u>	<u>（ 27,273＋ 2,727）</u>	<table><tr><th>競技の格式</th><th>抗議料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10％））</th></tr><tr><td>国際競技の場合</td><td><u>106,700</u></td><td><u>（ 97,000＋ 9,700）</u></td></tr><tr><td>国内競技の場合</td><td><u>53,300</u></td><td><u>（ 48,455＋ 4,845）</u></td></tr><tr><td>準国内、地方、クローズド競技の場合</td><td><u>21,200</u></td><td><u>（ 19,273＋ 1,927）</u></td></tr></table> （国内競技規則12－2参照）。	競技の格式	抗議料（円）	（本体価格＋消費税（10％））	国際競技の場合	<u>106,700</u>	<u>（ 97,000＋ 9,700）</u>	国内競技の場合	<u>53,300</u>	<u>（ 48,455＋ 4,845）</u>	準国内、地方、クローズド競技の場合	<u>21,200</u>	<u>（ 19,273＋ 1,927）</u>
競技の格式	抗議料（円）	（本体価格＋消費税（10％））																							
国際競技の場合	<u>120,000</u>	<u>（ 109,091＋ 10,909）</u>																							
国内、準国内競技の場合	<u>65,000</u>	<u>（ 59,091＋ 5,909）</u>																							
地方、クローズド競技の場合	<u>30,000</u>	<u>（ 27,273＋ 2,727）</u>																							
競技の格式	抗議料（円）	（本体価格＋消費税（10％））																							
国際競技の場合	<u>106,700</u>	<u>（ 97,000＋ 9,700）</u>																							
国内競技の場合	<u>53,300</u>	<u>（ 48,455＋ 4,845）</u>																							
準国内、地方、クローズド競技の場合	<u>21,200</u>	<u>（ 19,273＋ 1,927）</u>																							
第18条 控訴料 控訴料は次の通りとする。	第18条 控訴料 控訴料は次の通りとする。																								
1. JAFのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴	1. JAFのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴																								
<table><tr><th>競技の格式</th><th>控訴料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10％））</th></tr><tr><td>国際競技の場合</td><td><u>550,000</u></td><td><u>（ 500,000＋ 50,000）</u></td></tr><tr><td>国内、準国内競技の場合</td><td><u>350,000</u></td><td><u>（ 318,182＋ 31,818）</u></td></tr><tr><td>地方、クローズド競技の場合</td><td><u>200,000</u></td><td><u>（ 181,818＋ 18,182）</u></td></tr></table>	競技の格式	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10％））	国際競技の場合	<u>550,000</u>	<u>（ 500,000＋ 50,000）</u>	国内、準国内競技の場合	<u>350,000</u>	<u>（ 318,182＋ 31,818）</u>	地方、クローズド競技の場合	<u>200,000</u>	<u>（ 181,818＋ 18,182）</u>	<table><tr><th>競技の格式</th><th>控訴料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10％））</th></tr><tr><td>国際競技の場合</td><td><u>266,900</u></td><td><u>（ 242,636＋ 24,264）</u></td></tr><tr><td>国内、準国内競技の場合</td><td><u>160,200</u></td><td><u>（ 145,636＋ 14,564）</u></td></tr><tr><td>地方、クローズド競技の場合</td><td><u>106,700</u></td><td><u>（ 97,273＋ 9,700）</u></td></tr></table>	競技の格式	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10％））	国際競技の場合	<u>266,900</u>	<u>（ 242,636＋ 24,264）</u>	国内、準国内競技の場合	<u>160,200</u>	<u>（ 145,636＋ 14,564）</u>	地方、クローズド競技の場合	<u>106,700</u>	<u>（ 97,273＋ 9,700）</u>
競技の格式	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10％））																							
国際競技の場合	<u>550,000</u>	<u>（ 500,000＋ 50,000）</u>																							
国内、準国内競技の場合	<u>350,000</u>	<u>（ 318,182＋ 31,818）</u>																							
地方、クローズド競技の場合	<u>200,000</u>	<u>（ 181,818＋ 18,182）</u>																							
競技の格式	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10％））																							
国際競技の場合	<u>266,900</u>	<u>（ 242,636＋ 24,264）</u>																							
国内、準国内競技の場合	<u>160,200</u>	<u>（ 145,636＋ 14,564）</u>																							
地方、クローズド競技の場合	<u>106,700</u>	<u>（ 97,273＋ 9,700）</u>																							
2. JAFのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴	2. JAFのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴																								
<table><tr><th>内 容</th><th>控訴料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10％））</th></tr><tr><td>モータースポーツ中央審査委員会への控訴</td><td><u>850,000</u></td><td><u>（ 772,727＋ 77,273）</u></td></tr></table> （国内競技規則13－2参照）	内 容	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10％））	モータースポーツ中央審査委員会への控訴	<u>850,000</u>	<u>（ 772,727＋ 77,273）</u>	<table><tr><th>内 容</th><th>控訴料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10％））</th></tr><tr><td>モータースポーツ中央審査委員会への控訴</td><td><u>534,000</u></td><td><u>（ 485,455＋ 48,545）</u></td></tr></table> （国内競技規則13－2参照）	内 容	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10％））	モータースポーツ中央審査委員会への控訴	<u>534,000</u>	<u>（ 485,455＋ 48,545）</u>												
内 容	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10％））																							
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	<u>850,000</u>	<u>（ 772,727＋ 77,273）</u>																							
内 容	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10％））																							
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	<u>534,000</u>	<u>（ 485,455＋ 48,545）</u>																							
第19条～第28条（略）	第19条～第28条（略）																								
附則 第1条 施行日 本規定は、2022年11月1日より施行する。 注）第17条、第18条については、2027年1月1日より施行する。	附則 第1条 施行日 本規定は、2022年11月1日より施行する。 注）第26条については、2022年9月1日より施行する。																								
以上	以上																								